

ライフスタイルの変化とともに、増えていく大切な家財。 万が一への備えは、十分ですか？

例 専有面積が60㎡で大人2人、子供1人、世帯主30歳のご家族の場合



家財の合計 **600万円!**



インテリア・家具

タンス、机、ソファ、カーテンなど



家電製品

テレビ、DVDプレーヤー、パソコン、洗濯機、掃除機など



台所用品

冷蔵庫、電子レンジ、炊飯ジャー、食器、調理器具など



衣類

スーツ、下着、コートなど



趣味用品

ゴルフ用品、スキー用具、ゲームソフト、書籍など



その他、日用品など

地球環境保護のため、保険証券の発行省略をおすすめしています。



ご契約内容はインターネットで24時間365日ご確認いただけます。紙の保険証券発行を省略し、紙の使用量を削減することで、森林資源の保全や地球温暖化防止に貢献することができます。

※削減された経費の一部は植林プロジェクトに活かされています。



神奈川県「湘南国際村めぐりの森」

インターネットによるご契約内容の確認イメージ

※東京海上ミレア少額短期保険株式会社の例です。

詳しくは「契約者さま専用ページ」に関するご案内または『満期および更新のご案内』をご覧ください。

1



契約する保険会社の専用ページ
「契約者さま専用ページ」にアクセス

2



契約者さま専用ページ

3



ご契約内容を確認いただけます

もし事故にあわれたら… 事故受付センター

東京海上ミレア少額短期
<https://www.tmssi.co.jp/neo> ☎ **0120-811-333**

東京海上ウエスト少額短期
<https://www.twssi.co.jp/neo> ☎ **0120-018-505**

受付時間

24時間・365日

- 受付後は、以下の営業時間で事故の対応をさせていただきます。
【営業時間】平日 9:30～17:00
- 土日・祝日・休日および12月30日～1月3日はお休みとさせていただきます。

お引越しをされたら… お客様コールセンター

東京海上ミレア少額短期
<https://www.tmssi.co.jp/neo> ☎ **0120-670-055**

東京海上ウエスト少額短期
<https://www.twssi.co.jp/neo> ☎ **0120-004-593**

受付時間

平日
9:30～17:00

- 土日・祝日・休日および12月30日～1月3日はお休みとさせていただきます。
- お引越しの場合は、借戸室の変更または解約などのお手続きが必要です。解約により**保険料を返還する場合があります**ので、お早めにご連絡ください。

解約の場合の返還保険料の計算方法

保険契約を解約（保険契約者による解除）される場合の返還保険料は、次の算式のとおりです。計算結果に10円未満の端数がある場合には、1円の位を四捨五入して10円単位とします。

$$\text{返還保険料} = (\text{保険料} - 2,000\text{円}) \times \frac{\text{保険期間(月数)} - \text{保険期間開始日から解約日までの月数}^{\text{注2}}}{\text{保険期間(月数)}}^{\text{注1}}$$

*注1…契約初期費用（保険契約の締結などに要した費用）

*注2…「保険期間開始日から解約日までの月数」は、1か月未満の端数は1か月に切り上げます。 例）保険期間開始日から、6か月と10日で解約する場合は、7か月となります。

*注3…「保証業者等扱特約条項」が付帯されている場合、保険契約の解約に際し、家賃債務保証業者等の保険料を集金する者が立て替えている保険料があるときには、弊社がこの者に対して解約返還保険料を支払うことがあります。また、返還保険料の計算式は上記と異なります。

東京海上ミレア少額短期
東京海上ウエスト少額短期 お届けする

賃貸マンション 賃貸アパート 賃貸一戸建住宅 にお住まいの方専用保険

TOKIO MARINE
GROUP

2024年 6月版

賃貸住宅等を取り巻く危険に対処できる

お部屋の保険



「お部屋の保険 Neo」は、住生活総合保険のペットネームです。



- このリーフレットは、住生活総合保険の概要を紹介したものです。保険金のお支払い条件、保険金を支払わない場合、ご契約手続き、その他この保険の詳細な内容は取扱代理店へご照会ください。
- ご契約者と被保険者（保障を受けられる方）が異なる場合は、このリーフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願いいたします。
- ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をご一読ください。詳しくは「ご契約のしおり（約款）」をご用意しておりますので、必要に応じて取扱代理店にご請求ください。ご不明な点がある場合には取扱代理店までお問い合わせください。

- 住生活総合保険の保険期間は1年もしくは2年です。ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度があります。
- 取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって取扱代理店と有効に成立したご契約は弊社と直接締結されたものとなります。
- 弊社は東京海上グループの一員であり、少額短期保険業者です。

お問い合わせ先（取扱代理店）



TOKIO MARINE
GROUP

東京海上ミレア少額短期保険株式会社

横浜市西区みなとみらい2-2-1-1
横浜ランドマークタワー35F 〒220-8135
<https://www.tmssi.co.jp/neo>

東京海上ウエスト少額短期保険株式会社

大阪市淀川区宮原4-1-9
新大阪フロントビル11F 〒532-0003
<https://www.twssi.co.jp/neo>

（引受保険会社および共同保険の幹事保険会社等につきましては、保険証券等の記載でご確認ください。）

G465(3) 2025.5(改)

1 保険金額（契約タイプ）の選択

ご契約にあたっては、家財の再取得価額の目安に基づいて、契約タイプをご選択いただけます。

家財保障につきましては、家財保険金額が保障の上限となり、実際に存在する家財の再取得価額に不足していると、

万一の場合に十分な保障が受けられない可能性があります。また、損害の額を超えては保険金をお支払いできませんので、

実際に存在する家財の再取得価額を超えて家財保険金額をお決めいただいても無駄になります。

家財の再取得価額は、借戸室の広さを目安にお決めください。

■家財簡易評価表

借戸室の広さ（専有面積） 参考間取り	30㎡未満 1ルーム、1K、1DK	30～50㎡未満 1LDK、2K、2DK、2LDK	50～80㎡未満 3K、3DK、3LDK	80㎡以上 4K、4DK、4LDK
家財の再取得価額の目安	～500万円	250～800万円	300～1000万円	500万円～

保障内容は中面をご覧ください

お部屋の保険Neo

賃貸住宅での暮らしをサポートします。「お部屋の保険 Neo」は、居住用の賃貸住宅等にお住まいの方を対象とし、入居者の方の家財保障、家主さんへの賠償責任保障や修理費用保障をはじめ各種保障を組み合わせた商品です。

このリーフレットは、各保障内容をわかりやすく紹介したものです。詳細は「ご契約のしおり（約款）」を参照ください。

家財保障 借用戶室内に収容される被保険者所有の家財に次の1から10までの事故によって損害が生じた場合に、家財保険金をお支払いします。



1 火災

失火やもらい火など



2 落雷



3 破裂・爆発

ガス爆発など



4 落下・飛来・衝突・倒壊

建物外部からの物体による



5 水濡れ

給排水設備の事故・他人の戸室で生じた事故による水濡れ



6 騒乱・労働争議

暴力行為・破壊行為



7 盗難 ※1

窃盗・強盗など



8 風災・雹災・雪災 ※2

台風・豪雪など



9 水災 ※3

床上浸水など



10 破損・汚損 ※4

1～9以外の不測かつ突発的な事故

※1：現金の盗難は20万円限度。預貯金証書の盗難は200万円限度。貴金属・宝石・美術品等の盗難は、1個または1組につき30万円限度かつ1回の事故につき100万円限度

※2：自己負担額5千円（損害の額が20万円以上になった場合には、自己負担額を適用しません。）

※3：家財保険金額の10%（注）が限度

（注）「水災保障拡大特約条項」が付帯されたご契約の場合、保険証券記載の限度額割合に読み替えて適用します。

※4：1回の事故につき50万円限度（自己負担額3万円）

*借用戶室がサービス付き高齢者住宅または専用使用権のある有料老人ホームに該当する場合には、借用戶室内においてレンタルしている福祉用具（介護ベッド、歩行器など）も家財として保障します。また、借用戶室が属する建物が所在する敷地内の建物内に持ち出している家財も保障します。

お支払いします

- タバコの火の消し忘れて火災を起こし、家具や洋服を焼失させてしまった。
- 隣家の火災が延焼し、家具や洋服が焼失してしまった。
- 上の階からの漏水によってパソコンが故障してしまった。
- 借用戶室のあるアパートの駐輪場に停めてあった自転車が盗まれてしまった。
- ガス漏れによるガス爆発で家具や食器が壊れてしまった。

お支払いできません

- 地震に伴う火災で家財が焼失してしまった。
- 落雷でパソコンが故障し、パソコン内のデータが消えた場合のデータの損害
- 外出先で停めていた自転車を盗まれてしまった。
- 外出中、車上荒らしに遭い、車の中にあったカメラを盗まれてしまった。

借家人賠償責任保障



次の①～③に該当する事故により、借用戶室を損壊させてしまい、大家さんに対する法律上の損害賠償責任を負う場合

①火災
②破裂・爆発
③給排水設備の使用または管理に起因する漏水・放水または溢水による水濡れ

お支払いします

- 洗濯機のホースが外れて漏水し、借用戶室の床に損害を与えた。
- タバコの火の消し忘れて火災を起こし、借用戶室を焼失させた。

お支払いできません

- 共用部分の水道管の老朽化により、階下に漏水して損害が発生した。

個人賠償責任保障



次の①②に該当する事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負う場合

①借用戶室の使用または管理に起因する事故
②借用戶室の敷地内において生じた事象による被保険者※5の日常生活に起因する事故※6

※5：保険証券記載の被保険者およびその同居の親族
※6：「個人賠償責任敷地外事故不担保特約条項」が付帯されている場合

お支払いします

- トイレを詰まらせ水があふれたため、階下の入居者の家財に損害を与えた。

お支払いできません

- 自動車を運転中、他人に接触し、ケガをさせてしまった。

災害修理費用等保障

次の損害が発生し、被保険者が自らの責めに帰すべき事由により賃貸借契約等に基づく義務に反した場合もしくは賃貸借契約等に修理すべき旨の定めがある場合または修理すべき急迫の事情※8がある場合で、自費で借用戶室の損害を修理した場合に、その費用に対して修理費用保険金をお支払いします。※9 ※10

※8：修理が可能となった時から、7日間以内に修理に着手したものに限りです。

※9：借家人賠償責任保険金および死亡時修理費用保険金をお支払いする場合を除きます。

※10：すり傷、かき傷、塗料のはがれその他単なる外観上の損害であって機能に支障がないものを除きます。



借用戶室の修理費用

家財保障の1～10の事故による借用戶室の修理費用
※10の事故の場合、自己負担額1万円
（「災害修理費用保険金の免責金額に関する特約条項」が付帯されたご契約の場合、自己負担額を適用しません。）



取付板ガラスの修理費用

借用戶室の取付板ガラスが破損し修理した場合



ドアロック交換費用

いたずら等による、ドアロック（錠）に対する破壊、または借用戶室のカギを外出先で盗まれた場合
※1回の事故につき3万円限度



専用水道管修理費用

借用戶室専用水道管の凍結により損害が生じ修理した場合
※1回の事故につき30万円限度

凍結再発防止費用

借用戶室専用水道管に凍結事故が発生し、その箇所に再発防止を施す場合
※1回の事故につき1万円限度

お支払いします

- 化粧瓶を落とし、洗面ボールを割ってしまった。
- 入浴中に転倒して浴槽を破損させてしまった。
- 他人のいたずらで鍵穴に異物を詰められたため、ドアロック（錠）を交換した。
- 急激な寒暖差で網入りガラスにヒビが入った。

お支払いできません

- 外出先で部屋のカギを紛失してしまったため、ドアロック（錠）を交換した。
- 日常生活により床が摩耗した。
- 絵画を飾るために壁に釘を打った。退去の際に原状回復を求められて、修理費用が発生した。
- 扉にはめこまれたくもりガラスにひっかかり傷がついた。

各種費用



臨時宿泊費用

家財保障の1～10の事故により借用戶室が属する建物が損害を受け、電気・ガス・排水設備・生活用通路等が利用できなくなり一時的に有料宿泊施設を利用した費用
※1室1泊3万円限度かつ14泊まで、1回の事故につき20万円限度



残存物取片づけ費用

家財保険金をお支払いする場合で、損害を受けた家財の残存物の取り壊し、搬出、清掃に必要な費用



失火見舞費用

借用戶室から火災・破裂・爆発が発生し、他人の所有物に損害を与え、見舞金等が生じた場合
※被災世帯数×10万円。ただし、1回の事故につき家財保険金額の20%限度

お支払いします

- 借用戶室の火災により水道が止まったため、ホテルに宿泊した。
- 津波により借用戶室が全損となった。

お支払いできません

- 誰かが侵入した形跡があり、気持ちが悪いのでホテルに宿泊した。



地震災害費用

借用戶室が属する建物が地震等で全損となった場合
※1回の事故につき20万円